傍聴の際の注意事項について

(1) 傍聴を認めない方

次のいずれかに該当する方は、傍聴を認めません。

①酒気を帯びている方

②凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している方

③はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン、旗、のぼり等これらに類するものを着用し、又は携帯している方

④笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している方

⑤その他、会議の円滑な進行を妨げ、又は妨げるおそれのある者

(2) 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、係員の指示に従い、次の事項を守り、静穏に傍聴をしてください。

①会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛意を表明しないでください。

②喫煙又は飲食をしないでください。

③私語、談笑その他の騒がしい行為をしないでください。

④携帯電話その他音の発生する機器の電源を切っておいてください。

⑤所定の場所以外に立ち入らないでください。

⑥会場の場において撮影、録音をしないでください。ただし、議長の許可を得た場合を除きます。

⑦その他会議の場の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げないでください。

※ 傍聴者が、以上のことに違反し、議長から、これを制止され、その命令に従わない場合は退場していただくことになります。

○ ご不明な点は、事務局（環境センター TEL.077-553-1901）までお問い合わせください。